

平成22年第1回定例会 防災農水商工常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

- 議案第19号「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部
を改正する条例案」 1

(所管事項説明)

1. 今後の農業政策のあり方検討について 3・別添1
2. 戸別所得補償制度モデル対策について 4
3. 農林水産支援センターの次期中期計画について 6
4. 安全・安心農業生産の推進について 11
5. チリ中部沿岸地震の津波による漁業関係の被害状況 と対応について 14
6. 三重県水産業・漁村振興の検討方向について 16・別添2
7. 企業誘致の状況について 17・別添3
8. 産業技術人材の育成について 21
9. 一日中小企業庁 in 三重～美し国三重から元気発信！～ の開催について 22
10. 平成22年第1回景況調査結果について 別添4
11. 三重県観光の持続的な発展のあり方について 24・別添5
12. 平成21年度包括外部監査結果に対する 対応方針について 25・別添6

平成22年3月
農水商工部

○ 議案第 19 号「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」

1 経緯

地方自治法第 252 条の 17 の 2（条例による事務処理の特例）に基づき、条例の定めるところにより、知事の権限に属する事務の一部を、市町が処理することとすることができるようになっています。

本県では、地域主権の一環として、基本的に住民生活に身近な事務は可能な限り住民に近い自治体である市町が行うことが望ましく、農地転用許可事務についても市町が権限を持つことで、住民サービスの向上と市町の自治機能を図ることができるという考えの基に、県内各市町と 2ha 以下の農地転用許可にかかる権限委譲に関する協議を行い、組織体制や財政的な課題などが解決され協議が整ったところからその権限を移譲しています。なお、現時点で 10 市 8 町に権限を移譲しています。

2 今回の改正内容

今回、農地法の改正に伴い農地転用について新たな事務が規定されたことから、すでに農地転用許可事務の権限移譲がされている 10 市 8 町のうち協議の整った 7 市 5 町に対し、次の事務について市町が処理することができるよう「三重県の事務処理の特例に関する条例」を改正するものです。

（1）権限委譲を行う具体的な事務の内容

- ・これまで、国や県が行う農地転用については許可不要となっており、その転用において設置された施設の周辺において関連する開発を招くものもありました。
- ・しかし、今回の農地法の改正により、国または県が行う特定の公共施設（学校、病院、国や県の庁舎等）を設置するための農地転用については、許可権限者と法定協議を行い協議が成立してはじめて農地転用ができるようになりました。（農地法第 4 条第 5 項、農地法第 4 条第 4 項）
- ・今回、この法定協議にかかる関連の事務を 7 市 5 町に移譲します。

（2）移譲する市町

四日市市、伊勢市、名張市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、東員町、玉城町、度会町、大紀町および南伊勢町（7 市 5 町）

（3）施行日

平成 22 年 4 月 1 日

3 今後の対応

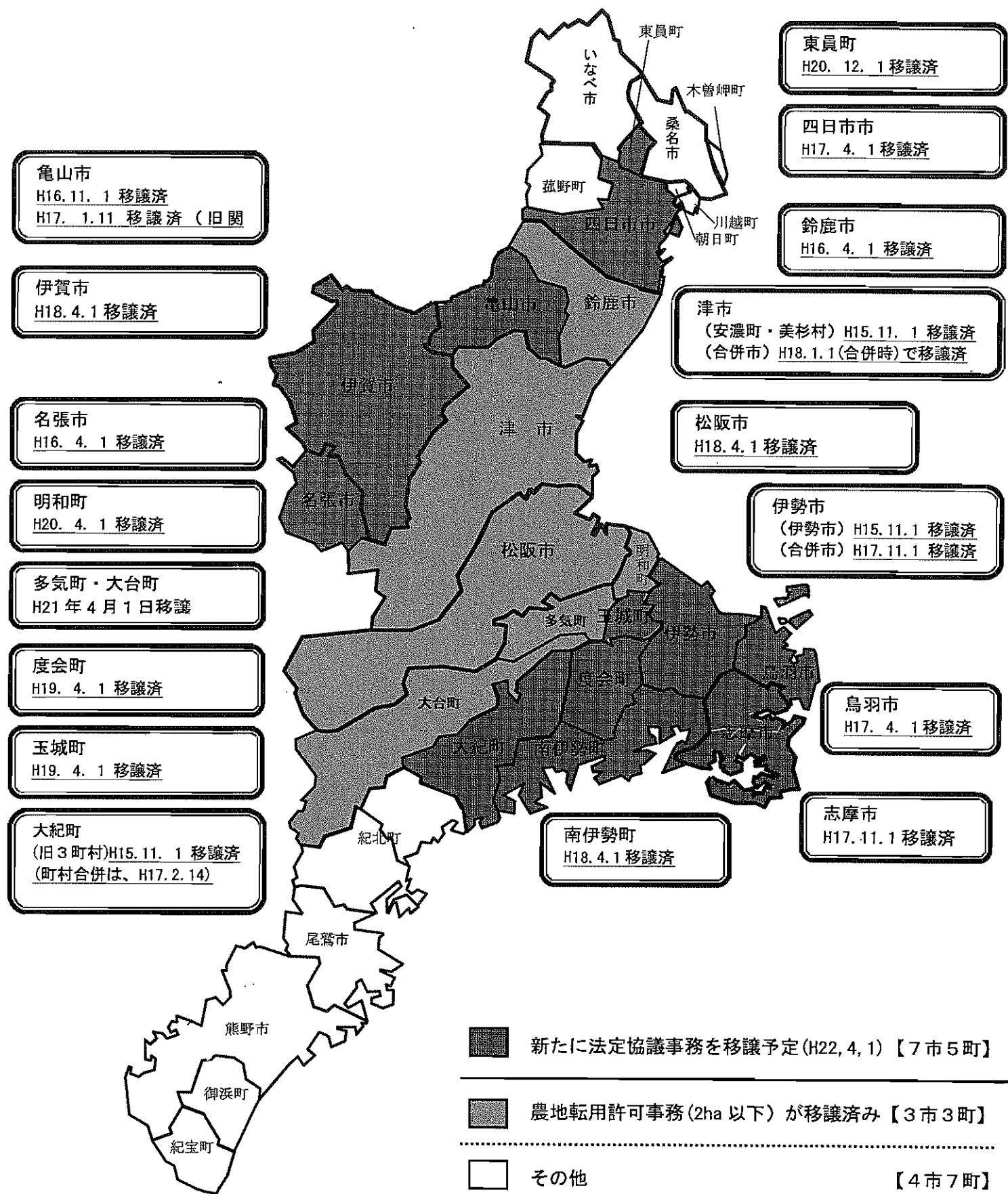
すでに農地転用許可事務（2ha 以下に限る）の権限が移譲されており、今回の事務が移譲されない 3 市 3 町についても引き続き協議を行い、体制が整ったところから順次、移譲していく予定です。

また、農地転用許可事務（2ha 以下に限る）が未移譲の 4 市 7 町に対しても権限委譲に向けて引き続き協議を行っていきます。

4 その他規定の整備

「租税特別措置法」の改正に伴う規定の整備（条ずれの修正：移譲内容に変更なし）

農地転用許可権限の市町への移譲に関する取組状況図



1. 今後の農業政策のあり方検討について

1 目的

本県の農業を取り巻く環境が大きく変わってきており、今後とも農業生産が持続的に展開される地域構造を確立していくことは、極めて重要なことから、農業・農村の振興方策について県、市町、事業者及び県民等の共通認識を形成して、多様な取組を展開していくことができるよう、本県の農業政策のあり方について検討を進めます。

2 国の新しい基本計画の検討状況

国においては、今後の農政の基本となる新たな「食料・農業・農村基本計画」の検討が平成22年3月策定に向けて進められており、概ねの姿として、

- ①小規模農家も含め、意欲あるすべての農家が安心して農業を継続できる環境を整備するため、戸別所得補償制度を導入すること
- ②施策の抜本的な転換により、食料自給率を50%まで引き上げること
- ③新たに付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するため、農業・農村の6次産業化を促進していくこと
- ④食品の生産・加工・流通の各段階における安全性管理機能を向上するため、食品供給行程管理に正面から取り組むこと

などを、新しい計画のポイントとすることが明らかになってきています。

3 県の今後の農業政策のあり方検討の状況

本県の農業・農村における農業従事者の急激な高齢化、耕作放棄地の増大、農業生産力の低下などの課題を踏まえて、今後の農業政策のあり方として、農業・農村の振興に関する条例の基本的な考え方や、県農業の将来像、その実現に向けた施策の展開方向の枠組みなどについて、県民や農業者をはじめ、市町や関係団体等との意見交換をおこなうなかで、検討を進めてきました。

こうした意見交換の結果や、国の大いなる基本計画のポイントなどを踏まえ、別添のとおり「三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)策定に際しての考え方(案)」を取りまとめました。

4 今後の方針

「三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)策定に際しての考え方(案)」を基礎に、各方面からの意見聴取などを進めるなかで条例案を検討し、早期策定につなげていきたいと考えています。

2. 戸別所得補償制度モデル対策について

国では、農業者戸別所得補償制度を柱とした新たな米政策への転換が進んでいます。その中で、平成23年度からの本格導入をめざして、平成22年度に実施する米の戸別所得補償モデル対策の概要は次のとおりです。

新たな米政策は、生産調整を実質的な選択制とする一方で、実施者のメリット措置を充実することにより、米の需給調整を行うことを基本的な考え方としています。

1 戸別所得補償モデル対策の概要

(1) 水田利活用自給力向上事業 2,167億円 (H22年度予算案)

自給率向上のために、水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農組織に、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

交付単価 (全国一律) 10アール当たり

麦、大豆、飼料作物	3.5万円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稻)	8.0万円
そば、なたね、加工用米	2.0万円
その他作物 (都道府県単位で単価を設定)	1.0万円
二毛作助成 (主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	1.5万円

※戦略作物 麦、大豆、飼料作物、新規需要米、そば、なたね、加工用米

※激変緩和措置 310億円 (二毛作助成効果等50億円、激変緩和調整枠260億円)

交付単価がこれまでの対策に比べて減少する地域において継続して作物を生産できるよう交付額の調整を行います。

(2) 米戸別所得補償モデル事業 3,371億円 (H22年度予算案)

自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農組織に対して、主食用米の作付面積10アール当たり1万5千円を定額交付するとともに、米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。

交付単価 (全国一律) 10アール当たり

定額部分	1.5万円 (恒常的なコスト割れ相当分の助成)
変動部分	22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定

(3) 戸別所得補償制度導入推進事業 76億円

戸別所得報償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行のため、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し、必要な経費を助成します。

2 モデル対策の本県への影響

(1) 全国一律単価の設定により、転作作物への交付水準が増減

これまでの產地確立交付金は、地域の実情に応じて、地域水田農業推進協議会単位に交付単価を設定できましたが、今回の制度は、全国一律単価の設定のため、本年と比較した交付水準は増減します。

主な作物の交付水準の比較（産地確立交付金 H20 年度支払実績との比較）

作物名	地域協議会支払い実績単価	県平均単価	増減	新対策単価
小 麦	約 34,000 円～約 64,000 円	約 41,000 円	↓	35,000 円
大 豆	約 6,000 円～約 48,000 円	約 35,000 円	→	35,000 円
飼料作物	約 4,000 円～約 67,000 円	約 29,000 円	↗	35,000 円
新規需要米	約 20,000 円～約 39,000 円	約 34,000 円	↗	80,000 円
野菜等	約 4,000 円～約 29,000 円	約 8,000 円	↗	10,000 円
二毛作 後作大豆等 後作野菜	交付無し ～ 10,000 円 約 5,000 円～約 10,000 円	約 7,000 円 約 7,000 円	↗ ↓	15,000 円 交付無し

※全国一律単価の設定により、大きく収入が減となる担い手農家、生産組織（主に、麦又は大豆の単作経営）に対しては、激変緩和対策を活用するとともに、二毛作や新規需要米への作付誘導により経営安定を図ります。

(2) 米戸別所得補償モデル事業の県内交付総額を推定（H20 年度実績より試算）

生産調整協力者数	生産調整協力者の水稻作付面積	定額部分交付総額
約 3.5 万人	約 2.1 万ヘクタール	2,625 百万円

※定額部分交付総額 = 10アール控除後の作付面積 × 15,000 円

(3) 総括

稻一麦一大豆体系をとっている地域や担い手農家は、国からの交付金の額が大幅に増え、生産物の需要及び価格が維持できれば、経営安定が大いに期待できます。

一方、有益な転作作物がない地域や小規模な農家が多い地域では、モデル対策だけでは、経営安定が難しくなるため、集落営農など、これを解決する営農システムを構築していくことが必要です。

3 制度説明会の開催状況

戸別所得補償制度モデル対策は、国から直接交付される仕組みとなっていることから、県内での制度推進は、国の出先機関である東海農政局三重農政事務所が中心となって行われています。

12月28日	全国都道府県担当者説明会	農林水産省主催
1月12日	東海ブロック担当者説明会	〃
1月22日	三重県全体説明会	東海農政局三重農政事務所主催
2月1日 ～3月19日	市町別農家説明会、 県内122カ所	〃
3月 5日	県内事務担当者会議	県水田農業推進協議会主催

4 平成22年度の県の取り組み

新制度の導入は、本県水田農業の振興方向を基本的に変えるものではないことから、新たな制度を有効に活用して、①担い手を主体とした集落営農による効率的な生産調整と低コスト生産の推進、②地産地消運動等による県産農産物の販売力向上等これまでの取組みをさらに強化するとともに、③米粉用米やエサ米等新規需要米による不作付け解消等を推進してまいります。

3. 農林水産支援センターの次期中期計画について

1 経緯

(財)三重県農林水産支援センターでは、平成17年度に経営戦略計画、組織計画、経営収支計画等を盛り込んだ中期計画(H17～H21)を策定し、事業展開、経営改善に取り組んできました。

経営戦略計画では、支援の柱を「就労支援」、「経営安定支援」、「経営発展支援」、「インフォメーション支援」として活動を行い、平成21年度の目標については、ほぼ達成する見込みとなっています。

①就労支援：農林水産業を職業として選択する段階における支援

項目	目標値(H21年度)	実績値(見込み)
支援センターの実施した就業就職に関する事業への参加者数(年間)	860	1,035 〔120%達成〕
支援センターが関わって農林水産業へ就業就職した人数(累計)	300	273 〔91%達成〕

②経営安定支援：農林水産業の経営体として経営の安定を図る段階における支援

項目	目標値(H21年度)	実績値(見込み)
支援センターの実施した経営安定支援事業の利用者数(年間)	1,830	1,470 〔80%達成〕
支援センターが関わった集落営農等の地区数(累計)	23	30 ^(※) 〔130%達成〕

(※) 30地区のうち集落営農確立地区数は、13地区(36集落)

③経営発展支援：農林水産業の経営体が新たな分野への活動等を行い経営の発展を図る段階における支援

項目	目標値(H21年度)	実績値(見込み)
農産物の表示制度への登録者数	2,650	1,392 〔53%達成〕

④インフォメーション支援：支援センター利用者が得たい情報を迅速かつ的確に提供する支援

項目	目標値(H21年度)	実績値(見込み)
支援センターHPアクセス数(件/年)	25,000	29,000 〔116%達成〕

組織計画では、平成17年度時点に5グループであった組織体制を4グループに再編するとともに、正規職員(プロパー職員)数を20名から11名としました。

経営収支計画では、廃止した埋蔵文化財発掘事業等に代わる新たな事業の実施による収入の確保、人件費の圧縮による経費削減、基金の一部取り崩し等による長期保有農地借入金の繰上げ償還などに取り組み、一定の成果を上げることができました。

2 課題

生産物価格低迷の長期化等、経営を取り巻く状況が一段と厳しくなったことから、担い手への経営支援や新規就業者の確保等について次の課題への対応が必要と考えています。

(1) 経営戦略

①就労支援

経営者の高齢化、後継者不足に歯止めがかからないことから、就業支援の強化により人材確保を進めることができます。

②経営安定支援

農業従事者の高齢化が進展する中で、地域の持続的農地利用を図るためにも、集落営農等により意欲ある農業者へ農地集積を進めていく必要があります。

③経営発展支援

生産物価格の低迷や安心食材表示制度の登録者数が伸び悩んでいることから、6次産業化の支援や表示制度の定着を進める必要があります。

(2) 経営収支

農地の所有から賃貸への流れ、農地価格の低下傾向による農地売買手数料の減少等、農林水産支援センターの経営を取巻く環境は、今後も厳しい状況が続くことが予想されるので、さらに経営改善に取組む必要があります。

3 第2期中期計画の策定

(1) 農林水産支援センターのミッション

農林水産支援センターでは、消費者の視点に立ち安定した経営をめざす経営体を確保・育成するため、様々な段階の担い手が求める多様なニーズに対して、関係機関との連携による総合的かつ一元的な支援を実施します。

さらに、地産地消、6次産業化、農商工連携など、新たな価値創造への支援を通じて、安全・安心をベースに農林水産物の高付加価値化を推進し、経営体の所得の向上を図ります。

(2) 第2期中期計画策定の考え方

現行の中期計画のもとにおいては、財務状況の改善を最優先に長期保有農地の早期処分、事業経費節減等を進め、一定の成果を得ることができました。

今後は、①第一次産業従事者の高齢化及び後継者不足、②安全・安心に対する消費者の関心の高まり、③生産物価格低迷の長期化など、農林水産業を取り巻く環境が一段と厳しくなる状況の中、これらの課題に一元的に対応していく取組みへと軸足を移していく必要があります。

また、財務状況については、依然として厳しい状況にあるため、これまで実施してきた経費削減対策を実施するとともに、県等からの受託事業の実施

により収入を確保するなど、引き続き改善に取り組んでいく必要があります。こうした状況を踏まえ、農林水産支援センターでは、第2期中期計画（H22～H26）を策定し、更なる事業推進と経営改善を進めることとしています。

（3）第2期中期計画の概要

（ア）経営戦略計画

経営戦略を「担い手確保・育成支援」、「経営安定支援」、「経営発展支援」の3本柱として、取組を行うこととしています。

①担い手確保・育成支援〔担い手の確保と定着の支援〕

（目標）

目標項目	現状値(2009年度)	目標値(2014年度)
支援センターが実施する就業・就職に関する事業への参加者数（年間）	1,035	1,100
支援センターが実施する就業促進研修参加者のうち農林水産業に就業・就職した人数（累計）	273	570
三重県担い手ネットワーク会員数（累計）	271	500

（取組方向）

就業希望者に対するセミナー等の開催やより実践的な知識・経験を身につけるための体験教室や研修を実施します。また、新たに農業にチャレンジする個人をはじめ、農地法の改正により拡大した企業等の多様な担い手に対応する窓口を設置し、就農相談から技術修得等までの各段階において総合的な支援を行います。

②経営安定支援〔経営規模拡大の支援〕

（目標）

目標項目	現状値(2009年度)	目標値(2014年度)
支援センターが実施する経営安定支援事業の利用者数（年間）	1,470	1,920
支援センターが関わった集落営農取組集落数（累計）	66	166

（取組方向）

農地の流動化を促進する観点から集落営農の確立を更に進めています。また、県域の農地保有合理化法人として、引き続きその役割を果たしていくとともに、これまで培ってきた農地の中間保有や農地集積等のノウハウを活用し、市町段階に設置される「農地利用集積円滑化団体」との連携を図り、意欲ある農業者へ農地の面的利用集積を進めます。

③経営発展支援〔高付加価値化経営の支援〕

(目標)

目標項目	現状値(2009年度)	目標値(2014年度)
みえの安心食材表示制度認定件数 (累計)	470	670
6次産業化支援研究会の設置数 (累計)	0	10

(取組方向)

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度、地産地消運動の展開により、安全・安心などの消費者ニーズを的確にとらえたマーケティング活動への支援を行うとともに、農林水産業者と商工業者による研究会を設置し、異業種・他産業とのマッチング、6次産業化への支援にも積極的に取り組みます。

(イ) 組織計画

現在の4グループ（総務、担い手支援、経営支援、需要創造）の相互連携を強化するとともに、より責任と権限を明確にするため、課制度に移行します。

また、研修等の実施・参加による職員の人材育成や能力開発、多様な人材の確保に取り組みます。

(ウ) 経営収支計画

引き続き財務状況の改善を図り、農林水産支援センターの運営を安定化させるため、給与支給額の一部削減の継続実施など、人件費の圧縮に取り組むとともに、基金の一部取り崩し、県等からの受託事業の実施により収入を確保します。

(4) その他

①長期保有農地の処分

平成21年度末に残る見込みの売渡目途のない長期保有農地(1.2ha)は、今後とも売却処分が困難と判断されるため、21年度決算において所要の損失計上処理を行います。

②新公益法人への移行

平成22年度の認定を目指して、移行認定の手続きを進めます。

また、収入の大部分を国・県等からの補助金及び受託収入に頼っている現状を見直し、農林水産支援センターの独自収益の可能性についても検討していきます。

農林水産支援センターによる「第2期中期計画」の推進にあたっては、県としても的確な指導・助言を行うとともに、平成22年度に策定を予定している「県民しあわせプラン」の次期戦略計画との整合性を踏まえ、必要に応じて計画期間中の一部見直しを図ることとしています。

財団法人三重県農林水産支援センター「第2期中期計画」の推進

課題

- 一次産業従事者の高齢化、後継者不足
- 安全・安心に対する消費者の関心の高まり
- 生産物価格低迷の長期化

課題に対して一元的に対応

- 各グループの相互連携の強化
- 責任と権限の明確化

企画調整機能の強化、課制度への移行

- 運営継続が可能な繰越資金の確保

経営改善を継続的に実施

第2期中期計画 [H22年度～26年度] の実行

需要創造課(課名検討中)

- ・6次産業化・アグリビジネス事業者研究会の設置
- ・マーケティング戦略アドバイザーの設置
- ・みえの安心食材表示制度の普及
- ・消費者、流通関係者、生産者など一体となった地産地消運動の展開 等

連携

総務課 企画調整機能の強化 ・公共施設の管理業務 等

連携

担い手支援課

- ・就業セミナー・相談会等の開催
- ・就業前研修の実施
- ・新規就業者の定着や企業等の参入等を支援する総合窓口の設置
- ・三重県担い手ネットワークへの支援 等

連携

経営支援課

- ・集落営農プロデュース等による水田営農システムの確立支援
- ・農地利用集積円滑化団体との連携による担い手への農地の面的利用集積の推進(農地保有合理化事業) 等

○組織力の強化

- ・ミッション達成のための職員の人材育成・能力開発
- ・多様な人材の確保

○支出の削減

- ・58歳での退職勧奨及び60歳までの再雇用制度の継続
- ・管理職手当、ボーナスの一部カットの継続

○収入の確保

- ・県等からの受託事業の実施により収入を確保
- ・独自収益事業の可能性について検討

目指す姿

元気で魅力ある一次産業の実現

- ・多様な担い手の確保と育成
- ・安全・安心な生産物の安定供給
- ・農林水産物の高付加価値化による所得の拡大

県施策の実施(Do)
機関としての安定的事業展開

4. 安全・安心農業生産の推進について

1 現状（背景、課題）

近年、食品の安全性に対する不安や産地偽装などの問題が相次ぎ、食の安全・安心への消費者の関心がますます高まっています。また、農業分野においても、化学肥料の節減や地域資源の効率的利用など環境に配慮した持続可能な生産方式の取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、平成21年3月に「みえの安全・安心農業生産推進方針」を策定し、「食の安全・安心を確保する生産管理」と「環境に配慮した持続可能な生産」を一体的に取り組む「みえの安全・安心農業」を積極的に拡大するとともに、消費者への「安全・安心と環境を守る取組への理解促進」を図っています。

また、現在策定を検討している「三重の食と農の活力向上推進条例（仮称）」においても、県民に支持される農業を展開するため、安全・安心農業生産の推進を大きな施策の柱として位置づけることとしております。

2 平成21年度の主要な取組と課題

（1）食の安全・安心を確保する生産管理への取組

（取組内容）

- ・生産者と産地全体が補完し合って取り組む三重県型GAPの仕組みの構築
- ・栽培履歴の確認作業等を省力化するシステムの県下JAへの整備
- ・茶産地における三重県型GAPの導入推進

（課題）

- ・GAPの取組に対する生産者や消費者等の理解不足の解消、メリットの明確化
- ・産地等におけるGAP指導員の育成

（2）環境に配慮した持続可能な生産への取組

（取組内容）

- ・堆肥の散布労力の軽減等を目的とした機械の開発、現地研修会の開催
- ・堆肥活用を推進する「土づくりマニュアル」の作成、土壤分析等による適正な施肥の推進

（課題）

- ・環境負荷の一層の低減やリン等肥料資源の枯渇化に対応するための肥料・農薬の効率的な利用のさらなる推進

（3）安全・安心と環境を守る取組への理解促進

（取組内容）

- ・県内量販店の店頭での「みえの安心！おいしい！彩発見キャンペーン」等県民への認知度向上と購買意欲拡大に向けたPR活動の実施
- ・安全・安心な農産物の生産および地域の量販店・直売所などでの購買機会の拡大のための地域密着型の多品目適量产地づくり（10地区）

（課題）

- ・生産者と消費者との相互理解による県民の県産食材への購買意欲の増進

3 22年度の取組方針

(1) 食の安全・安心を確保する生産管理への取組

- ・生産者、食品関連事業者、消費者が連携した農商消連携型GAPへの取組み
- ・GAPの仕組みに精通した指導員の育成
- ・JA出荷品目（米、麦、大豆、トマト、イチゴ、ナバナなど）を中心とした各産地の状況に対応した三重県型GAPの導入推進

(2) 環境に配慮した持続可能な生産への取組

- ・稻・麦・大豆の2年3作体系の生産における地力の低下防止のための堆肥利用の推進
- ・「土づくりマニュアル」を活用した研修会の開催等による堆肥利用推進
- ・堆肥散布省力化に向けた散布機械の堆肥飛散軽減の試験研究
- ・現行の標準的な施肥量より減量した施肥方法等の検討
- ・有用微生物や天敵などを活用した化学農薬の節減

(3) 安全・安心と環境を守る取組への理解促進

- ・交流イベントの開催、インターネット技術を活用した生産現場からの情報発信など、生産者と消費者とのコミュニケーションの促進
- ・「みえの安心食材表示制度」、「地物一番」等の表示制度の認知度向上推進
- ・安心食材の品目拡大および地域密着型の多品目適量产地の育成

みえの安全・安心農業生産推進方針について

生産者

みえの安全・安心農業生産の実践

食の安全・安心を確保する 生産管理への取組

適切な生産工程管理の定着
GAP手法の定着

環境に配慮した持続可能な生産への取組

農地資源の維持と増進
家畜堆肥等の効率的利用
稲・麦・大豆作付体系における堆肥利用推進

投入資源の効率的な活用
農薬・肥料の節減
未利用資源の有効活用
省エネルギー機器等の導入

共に支えあう姿の実現

消費者

安全・安心と環境を守る取組への理解

生産者と消費者、食品関連事業者をつなぐ情報の提供
地物一番、安心食材等表示制度の普及拡大
生産者と消費者等が相互に交流できる場づくり

安全安心で環境に配慮した農産物の提供
地域密着型産地づくり
安全・安心な農産物の購買機会の拡大

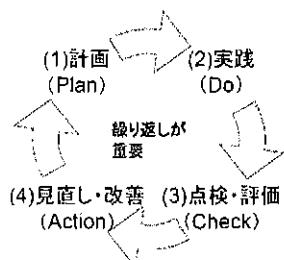
みえの安全・安心農業・農産物への支持

県民満足度の向上へ

- 地域が見える地産地消の確立
- 市場評価の向上による産地振興

GAP

GAP (Good Agricultural Practice) とは、
①計画 ②実践 ③点検・評価 ④見直し・改善
という、一連の生産工程を管理するプロセスチェック手法のことです。



三重県型GAP

三重県型GAPとは、下記の6つの項目を経営理念やチェックシートに組み込むとともに、生産者自身が取り組む「生産者GAP」、部会等が取り組む「産地GAP」を策定し、産地全体として生産工程を管理することです。

《6つの必須項目》

- ①法令遵守による農産物の安全性確保
- ②農産物の品質確保
- ③環境に配慮した生産
- ④生産者の安全性確保
- ⑤生産履歴記帳による生産管理
- ⑥研修会などへの積極的参加による意識向上

5. チリ中部沿岸地震の津波による漁業関係の被害状況と対応について

チリ中部沿岸で発生した地震の津波が、2月28日午後に三重県沿岸に到達し、漁業関係に被害が発生しました。

1 被害の概要

市町等を通じて入手した市町別の漁業関係の被害状況は、以下のとおりです。

被害総額 242,761千円（3月11日時点）

市、町名	被 害 を 受 け た 漁 業 種 類 等	被 害 額(千円)
伊勢市	黒のり養殖	2,611
鳥羽市	かき養殖、青のり養殖	28,000
志摩市	小型定置網、青のり養殖	31,000
南伊勢町	漁船、小型定置網、青のり養殖、魚類養殖、真珠養殖	181,150

※ 詳細は別紙

2 被害に対する対応

（1）融資による対応

被害を受けた漁業者が当面必要とする運転資金や施設の復旧のための設備資金について、金融機関と連携し対応します。

【当面利用可能な水産関係制度資金】

①運転資金

漁業近代化資金（災害資金）、日本政策金融公庫農林漁業セーフティネット資金

②養殖筏、定置網等の被災施設の復旧のための設備資金

漁業近代化資金（4号資金（漁具等購入資金））

（2）漁業共済による対応

漁業共済に加入している魚類養殖業者やのり養殖業者に対して、被害の状況に応じて、共済金が支払われます。

（3）漁場復旧に対する支援

被害を受けた漁場の復旧作業や災害に強い施設整備等について、国や市町と連携し、支援を検討します。

チリ中部沿岸地震の津波の被害状況について

H22. 3. 11 13:00時点

市町名	漁業種類	被害額(千円)	状況	地区名
伊勢市	黒のり養殖	2,611	浮き流し漁場のノリ網が絡まり、撤去	今一色、東豊浜
	小 計	2,611		
鳥羽市	かき養殖	18,000	一部の漁場で筏が約150台移動	浦村
	青のり養殖	10,000	支柱の倒損壊、網、葉体の流失	鳥羽磯部漁協内
	小 計	28,000		
志摩市	小型定置網	25,000	3統破損(うち2統全壊、1統半壊)	御座
	かき養殖	-	木枠筏で破損	的矢
	青のり養殖	6,000	支柱の倒損壊、網、葉体の流失	志摩各地
	真珠養殖		英虞湾各地で筏の移動を確認 数量等不明	英虞湾
	小 計	31,000		
南伊勢町	漁 船	150	小型漁船 1隻転覆	阿曾浦
	小型定置網	40,000	3統全壊	宿浦、迫間浦
	青のり養殖	1,000	支柱の倒損壊、網、葉体の流失	神原
	真珠養殖		組合所有の未使用筏が一部損傷	宿浦
	魚類養殖	30,000	マグロ養殖生簀1網が破損、養殖マグロにスレ等の損傷	宿浦
		3,000	筏68台が移動。 養殖中の魚の一部(マハタ、カワハギ)でへい死 他にもスレが見られる	迫間浦
		99,500	筏21台が移動、うち、5台が破損。 マダイ、シマアジ等のへい死、逃亡。スレによる品質低下・損傷。マダイ・シマアジ等の緊急出荷。	礪浦
		7,000	筏2台が破損、その他にも160台が移動。 衰弱等でマダイ等で緊急出荷	阿曾浦
		500	筏3台が流出・破損。それ以外に250台が移動	阿曾浦
	真珠養殖		これ以外にも、神原、五ヶ所浦、中津浜などで筏の移動を確認	-
	小 計	181,150		
合 計		242,761		

6. 三重県水産業・漁村振興の検討方向について

1 現状

水産業を取り巻く情勢は、水産資源の減少、魚価の低迷、生産コストの増大、漁業者の減少・高齢化に加え、消費の減少など厳しさを増しています。

このようななか、水産関係団体では、県1漁協の構築を視野に入れ、2月1日には、全国最大規模となる三重外湾漁協を設立するなど、漁協の再編を進めています。

また、国においては、平成19年3月に水産基本計画が見直され、自給率65%を目標に生産・消費両面からの施策が展開されており、さらに、これまでにない漁業所得補償制度の平成23年度からの導入が検討されるなど、今後、水産政策の大きな転換が予測される状況にあります。

2 課題

平成20年漁業センサスの結果などから10年後（平成30年）の状況を推測すると、漁業経営体数は5,155から3,000程度に、就業者数は9,947人から6,000人程度にまで減少すると予測されます。

このようななか、今後とも水産物の持続安定的な供給体制の確立と漁村の活性化を図るためにには、国の施策に的確に対応するとともに、県1漁協実現後の三重県水産業の姿を明確にし、県民や行政機関、関係団体などがその将来像を共有したうえで、地域特性に応じた多様な取組を展開していくことが必要となっています。

3 平成22年度の取組

- (1) 漁業で生活が維持でき、将来に希望がもてる漁業の実現と豊かで活力ある漁村の確立を目指して、6次産業化や農商工連携など他分野との連携等、中長期的な視点に立った県全体のビジョンを策定するとともに、各海域において、関係者が一体となって、持続的な漁業生産や地域の活性化方向について検討を行います。
- (2) ビジョン策定にあたっては、県議会、市町や関係団体をはじめ、生産者、流通加工業者や消費者など様々な方から意見を聴取して進めるとともに、国による漁業所得補償制度などの動きを注視しながら取り組みます。

7. 企業誘致の状況について

1 緊急経済対策設備投資促進補助金について

本年度新設した「緊急経済対策設備投資促進補助金」は、これまで10社の事業計画を認定しました。(3月5日現在)

(1) 補助制度の概要 :

新たな需要動向に対応する企業の潜在的な設備投資意欲を後押しすることで、企業の競争力を高め、併せて、地域経済の活性化と雇用の場の創出を図るために、生産施設や研究開発施設の新・増設等設備投資に対する支援を行います。

- ・ 投資額要件 : 投下償却資産額(建物・機械設備等) 5,000万円以上
ただし、東紀州地域、過疎地域等は1,000万円以上
- ・ 補助率 : 投下償却資産額の10%、又は新規雇用1人あたり500万円のうち低い額
- ・ 補助限度額 : 3,000万円
- ・ 予算額 : 2億円 (5月補正: 1億円、9月補正: 1億円)

(2) 補助金交付対象事業計画の認定状況 :

(3月5日現在)

番号	企業名	本社所在地	業種	進出場所	新設・増設	新規雇用者数(予定)
1	若林工業㈱	亀山市	金属製品製造業	亀山市	増設	1名
2	ヨツギ㈱	大阪府	プラスチック製品製造業	伊賀市	新設	11名
3	文化印刷有	伊勢市	印刷業	津市	新設	6名
4	㈱横井製作所	大阪府	はん用機械器具製造業	伊賀市	増設	2名
5	三重樹脂㈱	鈴鹿市	プラスチック製品製造業	鈴鹿市	新設	6名
6	ホクト合成㈱	愛知県	プラスチック製品製造業	東員町	増設	4名
7	丸勢水産有	志摩市	食品製造業	志摩市	増設	3名
8	(有)みなみ製麺	伊勢市	食品製造業	伊勢市	新設	2名
9	ノザキ製菓㈱	愛知県	食品製造業	桑名市	増設	5名
10	日栄化工㈱	大阪府	化学工業	伊賀市	増設	2名
合計						42名

○区域別内訳

本社所在地		進出先内訳				
		北勢	中勢	伊賀	南勢志摩	東紀州
県外	5	2	0	3	0	0
県内	5	2	1	0	2	0
合計	10	4	1	3	2	0

2 シャープ（株）亀山工場立地に伴う経済波及等効果について

シャープ㈱亀山工場の立地に伴う経済波及等効果を検証するために、雇用・税収等についての調査を実施しました。

雇用については、平成22年1月時点で約6,900名となっており、平成16年1月の操業開始時点（約2,500名）と比較して、約2.7倍になっています。

また、平成21年4月の県内高校新卒者採用数は、138名となりました。

税収については、平成20年度県税収入（法人事業税および法人県民税）は、約47億7千万円となりました。亀山工場操業以前の平成15年度県税収入と比較して、平成16年度から20年度までの5カ年間の増収累計額は、約117億2千万円となりました。

（詳細は、別添のとおり）

3 シャープ（株）亀山工場の生産設備売却について

シャープ㈱は、亀山第一工場のパネル生産設備を中国企業に平成21年8月31日に売却する契約をしましたが、亀山第二工場およびテレビ組立工場は引き続き操業しており、液晶パネル・テレビの一貫生産を継続しています。

このため、関係条例・規則等に基づく「認定の取り消し」及び「事業廃止」に当たらないため補助金の返還には該当しません。

一方で、生産設備の売却にあたり、三重県補助金等交付規則第20条に規定された「財産の処分制限」に該当する財産が含まれていたことから、その対象となる財産等の精査を行い、補助金相当額の算定を行ったところ、シャープ㈱に対し、補助金相当額として約6億4千万円の納付を求めることとしました。

なお、第一工場の活用については、シャープ㈱においても検討中のことであり、県としても早期に新たな事業を展開されるよう要請しています。

(1) 売却までの経緯：

- ・ 平成14月4月17日：
立地協定を四者（三重県、亀山市、シャープ、住友商事）にて締結。
- ・ 平成15年7月4日：
県は、三重県企業立地促進条例に基づく「立地計画」を認定。
- ・ 平成16年1月5日：
県は、産業集積促進補助金90億円を交付決定。（15ヶ年間分割払）
- ・ 平成21年8月31日：
シャープ（株）は、亀山第一工場のパネル生産設備を中国企業に売却契約を締結。

(2) 補助金の取扱：

- ・ シャープ（株）の生産設備の売却に先立ち、亀山工場における「事業継続に関する申出書」がシャープ（株）から県に対し、平成21年8月26日提出されました。
- ・ その内容を審査したところシャープ（株）亀山工場は、現在も立地計画どおりの液晶パネル・テレビ組立の一貫生産を継続し、補助要件の600億円以上の投資及び600名以上の雇用も満たしていることから、今回の生産設備の売却は、三重県企業立地促進条例及び同施行規則等による「認定の取り消し」及び「事業廃止」にあたらないため、補助金の返還には該当しません。

(3) 補助金相当額の納付：

- ・ 一方で、シャープ（株）が生産設備を売却するにあたり、三重県補助金等交付規則第20条に規定された「財産の処分制限」に該当する財産が含まれていたことから、制限を受ける財産を処分するために必要な知事の承認を受けるため、平成21年8月26日に「財産処分承認申請書」が県に提出されました。
- ・ その内容を審査したところ財産処分については、やむを得ないものと認め、
 - 1) 処分財産等が確定したときには、遅滞なく報告すること。
 - 2) 1) の報告に基づき県が算定した補助金相当額を納付すること。を条件に平成21年8月28日、財産処分を承認しました。
- ・ 平成22年2月12日、シャープ（株）より処分財産等が確定した「財産処分報告書」が提出されました。

(4) 納付すべき補助金相当額の算定：

- ・ 納付額の算定は、三重県補助金等交付規則および産業集積促進補助金交付要領並びに「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に関する経済産業省の通達等に基づき算定しました。

◇「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(抄文)

4. 国庫納付額の算定について

国庫納付条件に定める国庫納付額は、以下のとおりとする。

- (1) 有償譲渡又は有償貸付けに係る国庫納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、
譲渡額…に補助率(補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。)を乗じて得た額とする。

- ・ 納付額の算定対象となる財産は、補助事業により取得した財産（9, 411件：約1, 869億円）のうち、売買契約の発効時に法定耐用年数の期間を経過していない財産（「処分制限財産」、1, 246件：約307億円）となります。
- ・ 「処分制限財産」の「譲渡額」は、シャープ（株）から提出された財産処分報告書により、「処分制限財産」とそれ以外の財産に区分して算出し、約133億円となります。
- ・ 「補助率」は、補助金交付額（90億円）を補助対象事業費（1, 869億666万円）で除した値を適用し、その率は約4. 8%となります。

○ 納付額の算出式

処分制限財産の譲渡額	×	補助率	=	納付額
約133億円 (13, 335, 861, 788円)		(補助金額÷補助対象事業費) 約4. 8%		約6億4千万円 (642, 153, 448円) *円単位となります。

(5) 今後の対応：

- ・ 算定した補助金相当額の納付額（約6億4千万円）は、補助金90億円を基準に算定した額であるため、これまで交付した54億円に応じた納付額（約3億8千万円）の納入については、平成21年度中にシャープ（株）に納入通知書を発行します。
- ・ また、残りの納付額（約2億6千万円）については、本年度分も含めて、当該年度の補助金交付額に応じた金額分の納入通知書を発行します。
- ・ 第一工場の活用については、シャープ（株）においても検討中とのことであり、県としても早期に新たな事業を展開されるよう引き続き要請しています。

8. 産業技術人材の育成について

1 背景

県内製造業の競争力を確保していくためには、絶え間なくイノベーションを誘発し、より付加価値の高い商品を生み出せる「知識集約型産業構造への転換」を促進していくことが必要です。

そのためには、企業における研究開発や生産プロセスの過程でアイデアを生み出し、それを実現していく産業技術人材（イノベーション人材）が不可欠となります。

このため、研究開発現場や製造現場の優れた若手の研究者、技術者、技能者の育成・教育に取り組んでいるところです。

2 取組状況

本県においては、「高度部材イノベーションセンター（以下、「AMIC」）を中心として、ポスドク・理系大卒者、企業技術者、工業高校生等を対象に、人材の育成に取り組み、地域企業のニーズを反映した三重県独自の人材育成・教育システムの構築を国の事業等も活用して進めているところです。

（1）研究人材・研究支援人材（高度部材開発人材）の育成

最先端素材や要素技術の研究開発を担う人材を育成していくため、（財）三重県産業支援センターが育成人材を採用（最大6ヶ月の雇用）し、企業に派遣する事業を実施しています。具体的には、三重大学・県工業研究所・AMICが密接に連携し、講義やセミナーによる研修に加え、産学官連携の研究開発プロジェクトへの参画を通じた実践的な教育に取り組んでいます。育成後には、派遣先企業や県内中小企業等への就業を目指しています。

（2）技術人材の育成

付加価値の高い商品の実用化開発を担う人材を育成していくため、地域の企業や大学・高専等と連携し、「技術者育成講座」や「組込みソフトウェア技術者育成講座」、「製造管理者育成講座」を開催しています。

本講座はそれぞれ、県内の大手企業、大学、高専等から講師派遣を受けて、産学官で連携して実施しています。平成21年度には、北勢地域だけでなく中南勢地域においても、各地域の特色を生かした「製造管理者育成講座」を開催したところです。

（3）技能人材の育成

高品質製品の製造を担う人材を育成していくため、地域の企業や教育機関と連携し、ものづくり現場での実習や企業技術者による学校での授業等を実施しています。

本事業は、生活・文化部、教育委員会と連携して、北勢地域の工業高校生を対象に実施しています。

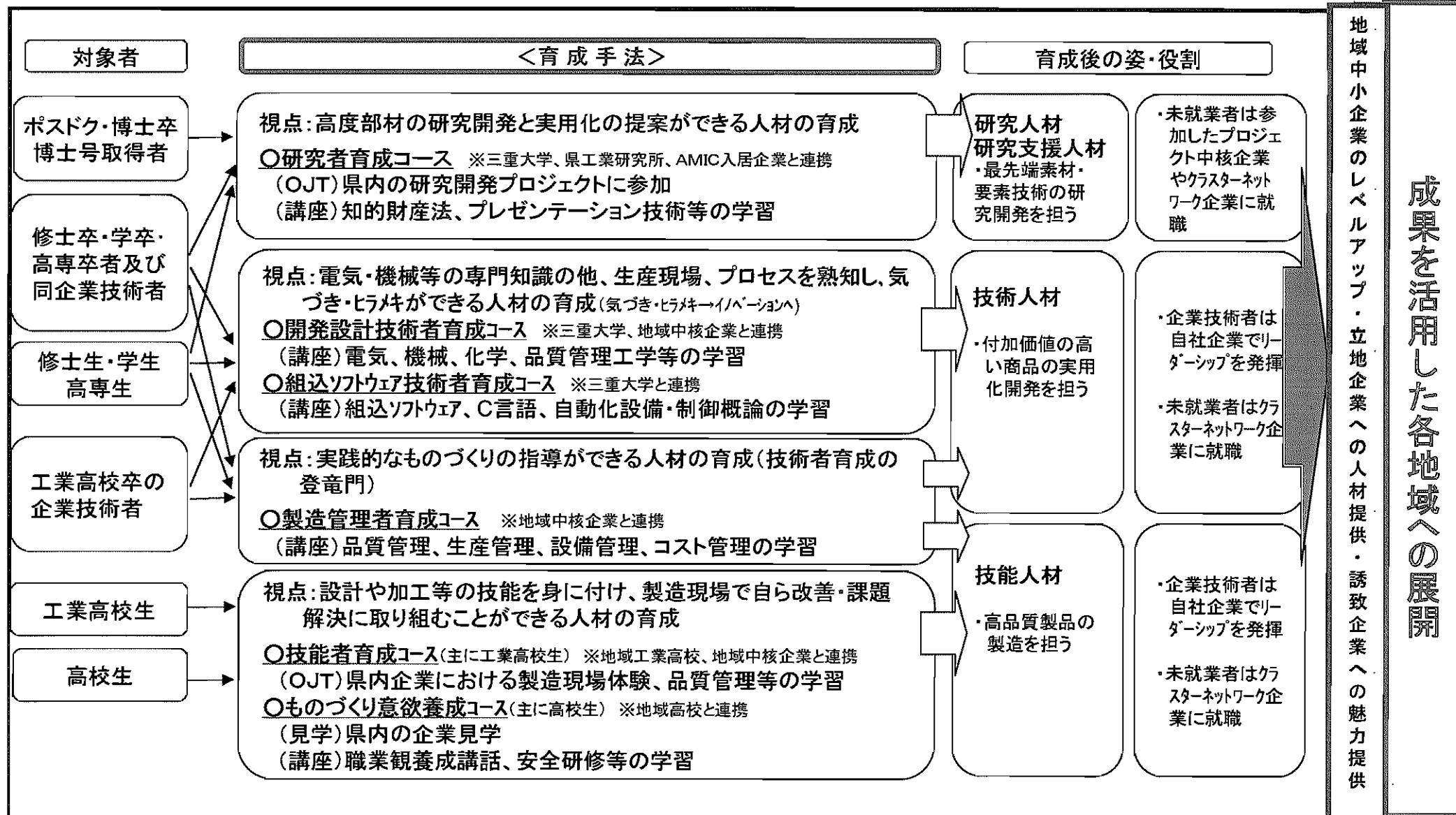
3 今後の取組方針

今回構築した人材育成・教育システムをさらに強化すべく、企業や産業支援団体、教育機関、研究機関、行政等との連携を強めていきます。

また、現在は高度部材イノベーションセンターを中心として人材育成・教育システムを構築していますが、中南勢等の県内ものづくり中核地域にも構築していきます。

さらに、産業技術人材の育成に加え、教育機関などと連携して中小企業等の雇用確保への取組も進めています。

地域企業のニーズに対応した三重県産業技術人材の育成・教育システム



9. 一日中小企業庁 in 三重～美し国三重から元気発信！～の開催について

1 「一日中小企業庁 in 三重」の概要

中小企業庁では昭和39年から各都道府県において「一日中小企業庁」を順次開催しており、平成22年度は福島県と三重県の2カ所での実施が予定されています。

本県では、5月26日に津市において、中小企業庁、中部経済産業局、三重県の三者が共同で「一日中小企業庁 in 三重～美し国三重から元気発信！～」を開催します。

- (1) 日 時 平成22年5月26日（水）10時～17時
- (2) 場 所 三重県総合文化センター 中ホールほか
- (3) 内 容 ※詳細は現在調整中であり、内容が変更される場合があります。
 - ① 中小企業フォーラム
中小企業庁から施策紹介、中小企業セミナー
 - ② 農商工連携フォーラム
 - ③ 中小企業関係団体との意見交換会
三重県内の中小企業関係団体、国、県、支援機関との意見交換
 - ④ 地域活性化リレーションポジウム
 - ⑤ 一日中小企業相談室
金融、経営、技術開発、農商工連携・地域資源等の個別相談窓口設置
 - ⑥ ホール展示
中小企業施策普及コーナー、県内中小企業取組等紹介コーナー等

2 県の取組内容

当日は「一日中小企業庁」のサブテーマを「美し国三重から元気発信！」としてことで、県内中小企業の高い技術力や他のモデルとなる意欲的な取組を県内外から来場される方々に発信していきます。

- (1) 中小企業フォーラムでの中小企業セミナー開催
世界に通じるような技術力や独創性を持つ県内中小企業の活動を紹介するセミナーを開催します。
- (2) ホール展示による県内中小企業取組等紹介コーナー
優れた技術力や製品、伝統産業や地域資源を活用した製品、農商工連携による製品のパネル展示などにより、県内中小企業の技術や製品等をアピールします。
- (3) インターネットを活用した「美し国三重」からの元気発信
「一日中小企業庁」の開催に合わせ、インターネット上でも県内中小企業の元気を発信していくため、大手のインターネットサイトとのコラボレーションを進め、総合的に三重県の技術・物産・観光情報等をPRします。

11. 三重県観光の持続的な発展のあり方について

1 三重県観光のこれまでの取組

三重県では、観光振興の活性化をはかるため、平成16年11月に三重県観光振興プラン（計画期間：平成16年～平成25年）を策定し、観光構造の変革に向けた取組を進めています。

平成20年度からは、第2期戦略に掲げる3つの戦略に基づき、「歴史・文化」「食」等の三重県観光の新たなイメージの発信、三重県観光販売システムズを活用した商品造成・販売の仕組みづくり、また、観光プロデューサーのノウハウを生かした地域の観光魅力づくりなど、観光力の向上にむけた取組を展開してきました。

2 環境の変化

国においては、観光立国推進基本法(H19)や観光圈整備法(H20)といった法制度の整備、観光庁(H20)の設置のほか、鳩山内閣においても、観光が国の成長分野の柱に据えられるなど、21世紀の成長産業としての期待が大きくなっています。

三重県においても、昨年は、熊野古道世界遺産登録5周年諸行事や3年ぶりとなる鈴鹿F1日本グランプリの開催、伊勢神宮の宇治橋渡始式が執り行われるなど、全国からの関心が高まりました。

一方、経済不況による観光需要の減少、6月からの実施が予定されている高速道路料金の無料化のほか、ゴールデンウィーク等における休日分散化に向けた動きなど、観光をとりまく環境は、昨今大きく変化しています。

3 今後の検討について

こうした状況の中、持続的に三重県観光を発展させていく必要があります。

今後の発展のあり方検討においては、市町や関係団体をはじめ、事業者、県民など、それぞれの主体の役割を明らかにするとともに、共通認識を育んでいくことが重要です。

また、平成22年度は、三重県観光振興プラン第2期戦略が最終年度を迎えます。

今後、これから戦略展開のあり方も含め、①式年遷宮後も持続する三重県観光の進展、②観光振興による地域経済の活性化、③地域力の結集による観光まちづくり、④インバウンドの推進、⑤県民の郷土への誇りと愛着の醸成、⑥県民による観光行動の定着化といった観点から、関係者との意見交換や県民・事業者を対象としたアンケート、パブリックコメントを行うなど、幅広い方々から、ご意見を頂きながら、検討を進めてまいります。

12. 平成21年度包括外部監査結果に対する対応方針について

1 実施テーマ

- ・公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

2 監査の視点

(1) 所管部局関係

- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・協定は適切に締結されているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。
- ・事業報告書の点検は適切に行われているか。
- ・指定管理者に対し、適時かつ適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
- ・指定管理者の管理運営について、評価・検証を適切に行っていているか。

(2) 指定管理者関係

- ・指定管理者は、関係法令に従って、施設を適切に管理しているか。
- ・協定等に基づく施設の管理は適切に行われているか。
- ・公の施設の管理にかかる収支の経理は適正に行われているか。

3 監査結果概要

農水商工部関係の団体は、次の2施設が監査を受け、結果1件、意見6件となっています。

- ①県営サンアリーナ（結果1件、意見5件）
- ②県地方卸売市場（意見1件）

注：【結果】県の条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

【意見】監査人としての意見

II. 個別施設の監査結果 <抜粋>

12. 県営サンアリーナ

(4) 再委託の申請について【結果】

指定管理者から業務を受託した業者が、そのうちの複数の業務を再委託しているが、再委託状況について文書により把握する必要がある。また、指定管理者が再委託を行う場合には、協定書において県への申請が義務付けられることからすれば、再々委託も同様に申請する必要があると解すべきである。なお、委託先の財務状況について把握することが望まれる。

[対応状況]

今後、指定管理者からの再委託と同様に再々委託についても、年度協定締結時に文書により県へ申請を行わせることとします。

指定管理者は、委託先の事業者の健全経営の確認のため、直近の納税証明書の提出を求めることがあります。今年度については、再々委託先事業者を含めて既に確認済です。

13. 三重県地方卸売市場

(1) 事業結果の評価について【意見】

三重県地方卸売市場は、中央卸売市場から、より営業の自由度が高い地方卸売市場に転換するとともに、施設全体の活用による効率的な運営管理を目的として、指定管理者制度が導入されたものである。事業の計画及び評価に当たっては、具体的な取組による費用削減、収入増加の目標を掲げて、指定管理者制度に移行した効果を生むことが望まれる。

[対応状況]

指定管理者が主体となって、利用者である市場関係事業者と市場活性化に向けた委員会を設置し、この中で市場施設の有効活用や事業者に向けたサービスの向上、管理運営費用の削減に向けた具体的な取り組みの検討を行っていきます。

4 今後の対応方針

包括外部監査において結果、意見として指摘のありましたことについては、所管部として、各指定管理者において適切な対応がなされるよう、全序的な方針も踏まえながら指導・助言を行い、適切に対応していきます。